

## 「慰安婦」問題の歴史と現在

2016年12月6日

和田 春樹

### 1 日韓合意（15年12月28日）以後の展開

#### 韓国内での強い反発と支持論

##### 白紙撤回を主張する意見

被害者の一部、挺対協、市民団体、

少女像の撤去に反対する若者たちの大使館テント泊まり込み

「朴槿恵政権は売国的日韓合意を直ちに廃棄せよ」というポスター

しかし、このたびは合意を支持する意見も現れた。大手保守系新聞の意見も、学会では政治学、国際関係論学者たちが支持した。歴史家と法律学者の中には反対論が強かったが。野党の意見は微妙だった。

#### 日本での議論

全般的支持 メディア、識者

運動団体の当惑 当初の評価(全国行動の12月29日声明、WAMの12月31日提言)、のち批判論へ(全国行動2月5日集会「合意は解決になるのか」、白紙撤回主張せず、運動モラトリアム(9月30日オール連帯集会「合意後も賠償は可能」、11月5日全国行動集会「アジアの被害者たちは訴える」、11月20日吉川春子ゼミナール集会「NGOは何をなすべきか」)

安倍支持勢力の不満、反対 櫻井よしこ[悔しいが本音]「受け入れられないが本音」、しかし、「政治外交的には大いに評価」、藤岡信勝「亡国の大罪」、西尾幹二「安倍に利用されっぱなし」、阿比留瑠比「諸手をあげて賛成ではないが、7対3で日本の勝ち」

#### 安倍総理の謝罪の手紙を求める動き

16年3月30日、村山富市元総理は岸田外相を訪問して申し入れ

『世界』4月号の和田春樹「安倍首相の謝罪は終わっていない」

文案「慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。私は、日本国の内閣総理大臣として、改めて慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からのおわびと反省の気持ちを表明する。2015年12月28日 日本国内閣総理大臣安倍 晋三」

東大日韓シンポジウム「政府間合意以後の慰安婦問題」7月31日

#### 韓国の和解・治癒財団の発足

5月末 準備委員会発足

7月28日 和解・治癒財団設立。理事長金兌玄誠信女子大名誉教授、理事李元徳国民大学教授、陳昌洙世宗研究所所長、沈揆先東亜日報記者他

#### 日本政府10億円予備費から拠出

8月24日 日本政府10億円拠出を閣議決定。少女像問題との関連つけなし

日本政府は、生存被害者一人あたり1億ウォン(約1000万円)を支出することで韓国側と合意したと発表した(読売新聞、25日)

9月1日 日本政府10億円の送金完了  
和解・治癒財団、安倍書簡を求める

9月20日 朝日新聞、和解・治癒財団のために、安倍総理の手紙を送るように、日本側に要請していると報道。韓国外務部の報道官談（毎日、21日）。

9月26日 国会議員による国政監査の席で、金兌玄財団理事長は安倍首相の手紙を求める考えを表明。

9月28日 東京で女性グループ、「慰安婦問題」解決の会が安倍首相に対し「お詫びの手紙」を出すように求める要望書を提出した（ハンギョレ新聞、29日）

9月29日 韓国外務部の報道官、日本側が慰安婦被害者の「心の傷を治癒するような追加的かつ感性的な措置」を取ることを期待すると述べた（中央日報、30日）。

日本政府、安倍書簡を拒否

10月3日 衆議院予算委員会で民進党小川淳也議員の質問「それに加えて、韓国政府からさらに安倍総理からのお詫びの手紙を求めるということがあるよう」だが、どうか。岸田外相が、日韓合意は昨年一二月の「共同発表の内容に尽きております。その後、追加の合意がなされているとは承知をしておりません」と回答、つづいて安倍総理が「小川委員が指摘されたことはこの内容の外でございまして、我々毛頭考えていないところでございます」と答弁した。

韓国衝撃。和解・治癒財団は安倍総理が署名した謝罪文を獲得することを断念。

和解・治癒財団公示

10月11日、和解・治癒財団、韓国各紙に広告。申請期間はこの日から翌年6月30日まで。事業内容——「日本軍『慰安婦』被害者の名誉と尊厳の回復、及びこころの傷の治癒のための現金支給」。死亡被害者2000万ウォン規模、生存被害者1億ウォン規模で「財団が対象者の個別需要を把握し、これを土台にして支給する」。

支給開始 外相の承認で、理事長の手紙をつける

## 2 慰安婦問題への対処の歴史と現在

1991年 韓国から慰安婦問題提起

1993年 河野官房長官談話を発表、謝罪

1995年—2007年 アジア女性基金設置して「償い」事業実施（首相の道義的責任に立つお詫びの手紙と理事長の手紙、国民募金からの償い金200万円、政府資金による医療福祉支援300万円相当と120万円相当）対象は韓国、台湾、フィリピン、オランダ

韓国の被害者の批判——政府が「償い金」に一円も支出しないというのでは、誠意のある謝罪と認められない（朝日新聞94年8月19日記事「元慰安婦に見舞金、民間募金で基金構想、政府は事務費のみ」に反発。「オレは乞食じゃない。かき集めた同情金はいらない」(李順徳ハルモニ)「民間募金による見舞金＝慰労金」反対声明(11月末新聞広告)

基金の基本コンセプト+「償い」という言葉の問題（atonement 贖罪、ボサン補償）  
挺対協の主張——はじめ7項目、のち法的責任をみとめ、責任者処罰、法的賠償支え  
これは最大限綱領的要求として圧力的な意義を持ったが、これを日本政府、日本国民に受け入れさせることはできない。そのための国際法的環境がととのって

ない。そのための国際的圧力は存在しない。問題の本質上法的な処理が適切でなく、道義的行為が適切である。

基金事業を受け取った人——韓国60人、台湾13人、フィリピン211人、オランダ79人。韓国台湾では事業は完了せず、和解ならず

基本的コンセプトに欠陥があった基金事業——私の回想と検証の結論

基金の基本的なコンセプト、〈総理は謝罪の手紙をだすが、被害者への償い金には政府の金は支出できない。国民募金で集めた金を使う〉ここに欠陥があったという考えは基金のことをふりかえり検証するにつれて、次第にはっきりとしてきた。1995年11月から運営審議会で償い金の額が検討され、96年4月に結論が出された。300万円、韓台フィリで350人とされていたので、一〇億必要。募金は3億3000万円だったから、7億は不足、政府にだしてもらいたいというのが多数意見。しかし、運審も結論を明確にだすことははばかっていた。原理事長が2000万円支給として、3億5000万円は政府にだしてもらうことを橋本氏にとりつけた。その結論が6月4日理事会と運審の合同会議で決定、7月19日の三者懇で最終決定。不足時の措置については記録にのこさない。5月14日の運審にのみ。この決定は無責任であった。なぜなら、韓台フィリだけでも不足なのだから、他の諸国にはもはや実施はできない。正面から議論して、基本コンセプトを修正すべきであった。原理事長、東京新聞に語っていた(7月4日)。基金関係者の日和見主義。基金原則否定論のモラトリアム。208-209頁。

インドネシアでの基金事業の歪曲、オランダでの償い金の支給の否定、中国での事業なしの放置。

挺対協の水曜デモの継続的批判 毎月デモでなく毎週デモ、1300回以上。

韓国憲法裁判所の韓国政府不作為違憲判決

李明博、朴槿恵大統領の外交交渉

日本政府への要求——アジア女性基金をのりこえた方式で第二次の措置をとること

12年2月 全国行動2010花房代表提案

10月26(28)日 李大統領の特使と斎藤官房副長官の合意

14年6月 挺対協と日本の運動団体、第12回アジア連帯会議決議を提起。

従来の最大限綱領要求を引き下げたことが自覚されていたか、それは周囲に説明できたのか、被害者が理解していたのか。金福童さん「法的賠償」を語る

15年12月28日日韓外相会談合意の評価

政府、総理がより深く謝罪をして(道義的、法的をいわず、責任一本とする)、政府の予算から支出して、被害者に謝罪の証を差し出すものとして、アジア女性基金より前進した措置と評価しうる 金額基金では国民募金から5億6000万円、政府の医療福祉支援で7億1000万円、あわせて12億7000万円であったのに、今回は韓国だけで10億円、なぜ20年前に出せなかったのか。今回は金額つりあげて対応する態度がみえる。被害者の訴訟では2000万円を要求しているのだから、1000万円はそれに及ばない。

勝ち取ったのは、一三〇〇回以上の水曜デモと韓国朴槿恵大統領の強い交渉

日本の慰安婦問題に対する措置は韓国に対してはこれが最後となるであろう。

被害者への支給をおえた和解・治癒財団は慰安婦慰霊碑をソウルに建立するであろう。

3 のこされた問題——中国と北朝鮮の被害者に謝罪と支払いを

中国人慰安婦訴訟原告二四人の遺族に対して新基準で謝罪と支払いの措置をとるべき

北朝鮮では、このたびの基準では、五億円程度の支払いがなされるべき